官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔最高裁規則〕
○民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則（最高裁一〇）　一
〔法規的告示〕
○気象庁船舶気象無線通報規則の一部改正について（気象庁五）　二
〔その他告示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物の公表を行う件（内閣府七四）　二
○土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（法務五〇）　三
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産七五九）　四
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（国土交通六八一）　四
○船舶安全法施行規則第一条第十一項の水域を定める告示の一部を改正する告示（同六八二）　四
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一四九～一五二）　四
○海上における火薬の水中爆破訓練を実施する件（同一五三）　四
〔国会事項〕
官庁事項　五
〔叙位・叙勲〕　五
〔皇室事項〕　五
〔官庁報告〕
国営阿賀野川用水事故防止事業計画の公告（農林水産省）　五
登録操縦免許証更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　六
登録操縦免許証失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　六
〔公告〕
法務
公証人任免（法務省）　六
除籍の一部が滅失した件（法務省告示配九五）　六
諸事項
官庁
少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻し関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　三

最高裁規則

○最高裁判所規則第十号

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年六月十日

最高裁判所

民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

第一条　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「八千四百五十円」を「八千七百五十円」に、「八千五十円」を「八千三百五十円」に改める。

（刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則の一部改正）

第二条　刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八千四百五十円」を「八千七百五十円」に、「八千五十円」を「八千三百五十円」に改める。

（人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則の一部改正）

第三条　人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「八千五十円」を「八千三百五十円」に改める。

（司法委員規則の一部改正）

第四条　司法委員規則（昭和二十三年最高裁判所規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一万八百円」を「一万千二百円」に改める。

（参与員規則の一部改正）

第五条　参与員規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「一万八百円」を「一万千二百円」に改める。